

資金決済システムの運営等についての
国際基準に関する日本銀行の適合状況

2003年7月23日

日 本 銀 行

目 次

1 . はじめに	1
2 . 決済システムの運営に関する自己評価.....	3
3 . 「中央銀行の責務」に関する自己評価.....	22
4 . おわりに	27
(別 紙) システミックな影響の大きい資金決済システムに関する コア・プリンシプル	28
(別添 1) 資金コア・プリンシプル	30
(別添 2) 日本銀行が運営する資金決済システム (日銀当預決済システム)	32
(別添 3) 日本銀行による決済システムのオーバーサイト	36

1. はじめに

国際決済銀行(BIS)は、2001年1月、「システミックな影響が大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」(以下「資金コア・プリンシプル」という)を公表した¹。資金コア・プリンシプルは、重要な資金決済システムに関する国際基準を記述した報告書である²。そこには、システミックな影響の大きい資金決済システム³がその設計や運営に関して満たすべき10の基本原則と、民間主体や中央銀行が運営する資金決済システムにこれら基本原則を適用していくうえで中央銀行が果たすべき4つの責務が示されている(別紙参照)⁴。

本稿は、その「基本原則」や「中央銀行の責務」に照らし、日本銀行自身の資金決済システムの設計と運営、およびわが国の資金決済システムに基本原則を適用していくうえで日本銀行が果たしている役割について、それが国際基準に適合するものであることを確認することを目的としたものである。

決済システムの安全性と効率性の確保は、金融システムの安定性を維持し向上させるうえで不可欠の要件である。とくにシステミックな影響の大きい資金決済システムは、金融システムの機能を支える重要な仕組みであるとともに、そのシステムの一角における混乱が、そのシステムの他の参加者さらには金融システム全体に連鎖的な混乱を引き起こす可能性を有している。資金コア・プリンシプルの掲げる「基本原則」は、そのような決済システムの設計と運営が、より安全で効率的なものとなることを促すために策定されたものである。また、

¹ 国際決済銀行(BIS)のG10総裁会議の下に設けられている支払・決済システム委員会(CPSS)が策定。

² 資金コア・プリンシプルの原文は、国際決済銀行(BIS)のホームページに掲載(URLは、<http://www.bis.org/publ/cpss43.htm>)。日本銀行仮訳については、日本銀行のホームページを参照(URLは、<http://www.boj.or.jp/intl/01/bis0101b.htm>)。

³ 「システミックな影響の大きい資金決済システム」とは、金融システムの機能を支える重要な決済システムのことをいい、ある決済システムがこれにあたるかどうかは当該決済システムが処理する個々の支払の規模や性質、取扱総額等を踏まえて判断される。

⁴ 資金コア・プリンシプルの策定経緯等については、別添1を参照。

「中央銀行の責務」には、中央銀行が個々の決済システムの安全性と効率性を向上させ、とくにシステミック・リスクを削減するために働きかけを行うこと（「オーバーサイト」）が含まれている。

日本銀行は現在、資金コア・プリンシプルの掲げる「基本原則」と「中央銀行の責務」を具体的な基準とし、それに則って、自ら決済システム⁵を運営するとともに、民間主体が運営する決済システムに対するオーバーサイト⁶を行うなど、わが国の決済全体の安全性と効率性の確保に向けた努力を続けている。こうした努力の一環として、日本銀行は、2002年9月、「決済の分野における日本銀行の役割」を公表し⁷、日本銀行が決済の分野において果たしている具体的な役割について、その基本的な考え方や活動状況を説明している。

日本銀行の運営する資金決済システムでは、短期金融取引の決済、国債等の証券取引に伴う資金決済、民間決済システムの最終的な決済等金融機関間の主要な決済が行われており、その規模をみても、2002年中、1営業日当たり金額ベースで約73兆円、件数ベースで約19千件の決済を処理していることから、システミックな影響の大きい資金決済システムに該当すると判断される。このようなシステムは、そのシステムにショックが生じた場合に、その影響が内部に留まらず、他の決済システムへと波及し、ひいては金融システム全体の安定を脅かす恐れがある。このため、そうした決済システムについては、運営主体自らが「基本原則」への充足を継続的に評価し、その結果や、（改善すべき点がある

⁵ 日銀当預決済システム。日本銀行が提供する当座預金（「日銀当預」）の振替や入金・引落しによって資金の決済を行う仕組みをいう。当該決済システムの概要については、別添2を参照。なお、日本銀行はこれとは別に、日本国債の受払を行う証券決済システムを運営している。

⁶ 日本銀行のオーバーサイトとは、わが国の決済全体の安定性と効率性を確保することを目的として、民間主体が運営する決済システムについて、その安全性と効率性に注意を払い、必要があればその改善に向けた働きかけを行うことである。そのオーバーサイトの概要については、別添3を参照。

⁷ 日本銀行のホームページを参照（URLは、<http://www.boj.or.jp/set/02/set0209a.htm>）。

場合には) 対応方針を公表することが適当と考えられる⁸。また、日本銀行は、オーバーサイトを始めとする、基本原則の適用に向けた中央銀行としての取組みについても、その役割や政策に対する透明性を高める観点から、「中央銀行の責務」に照らした自己評価を行いその結果を公表することとした。⁹

2. 決済システムの運営に関する自己評価

2 - 1. 基本原則 : 法的根拠

(基本原則) システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。

評価の視点

決済システムが確固たる法的根拠を持つことは、当該システム全体の安定性を確保するうえで重要である。決済システムにおけるリスク管理の仕組みが効果的に機能するためには、その規則や手続が法的有効性を有し、その効果が予見可能となっている必要がある。とりわけ重要なのは、システムにおいて決済が最終的に完了する時点が明確になっていることである。

適合状況

日本銀行の当座預金を通じた決済の仕組み 日銀当預決済システム
に関する法的枠組みは、わが国の一般法のほか、日本銀行法上の規定¹⁰やそ

⁸ 全国銀行協会では、2001年12月、内国為替制度、外国為替円決済制度、東京手形交換所の資金コア・プリンシプルの適合状況について、「国内の主要決済システムの『決済システムに関するコア・プリンシプル(基本原則)』(BIS策定)への適合状況に関する自己評価」として公表している(URLは、<http://www.zenginkyo.or.jp/news/13/news011218.html>)。

⁹ 以下では、個々の「基本原則」()、「中央銀行の責務」(A~D)毎に適合状況を説明している。そこでは、各「基本原則」と各「中央銀行の責務」を□で囲んでいるほか、それらを充足するにあたりとくに留意すべき事項について、資金コア・プリンシプルの記述に基づきつつ「評価の視点」として整理している(イタリックで記述)。

¹⁰ 本決済システムにおける日銀当座預金の振替、入金・引落等の個々の業務は、日本銀行

他の法令およびそれを前提とした日本銀行と参加者との契約（決済システムの規則や手続）により構成されている¹¹。日銀当預決済システムの規則や手続は、その関係法の下で法的有効性を有しており、通常時においても非常時においても、その効果は予見可能なものとなっている。

すなわち、日銀当預決済システムにおける権利義務の準拠法および裁判管轄については、日本銀行と決済システム参加者との契約すなわち規則で規定している。具体的には、当該規則に基づく権利・義務関係についての準拠法は日本法とすること、およびその権利・義務関係について参加者が訴訟を提起する場合は日本国内の裁判所（東京地方裁判所）とすることを定めている。また、日銀当預決済システムでは、原則としてリモート・アクセス（国内に本支店を有しない者が、国外から直接に決済システムに参加すること）による利用を認めていない¹²。

法上通常業務（第33条）として規定されている。また、その支払指図を電子的に送受信する日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）の提供について、同法第39条、第61条の2に基づき、金融機関の間における資金決済の円滑に資するものとして金融庁長官および財務大臣から認可を得て行っている。

¹¹ わが国には、資金決済および資金決済システムを包括的に規定する法律は存在しない。支払手段に関する法律や、資金決済サービスの主体に関する法律、資金決済に関する当事者間の権利・義務関係に関する法律、個々の資金決済および資金決済システムにおける契約や規則が相俟って、資金決済および資金決済システムに関する法的枠組みを構成している。すなわち、現金および預金といった支払手段の存在を前提として、それらを用いた資金決済サービスの提供主体について、個別の業法によって規制・監督するという枠組みが採られている。個々の当事者間の権利・義務関係は、民商法といった一般法およびそれを前提とした当事者間の契約関係によって規律される。当事者の一方が倒産した場合には、当事者間の権利・義務関係は倒産法により規律されることになる。わが国の資金決済システムに関する一般的な法的枠組みをみると、現状、決済システムの安定性を阻害する要因は見あたらない。

¹² 唯一の例外として、CLS（Continuous Linked Settlement）システムでの決済を専業とするCLS銀行（ニューヨーク所在）がある。但し、これについても日銀当預決済システムに参加する上での準拠法や裁判管轄に関しては、他の参加者と同じ扱いとしている。

CLSシステムとは、外為取引の決済に伴う「取りはぐれ」リスク（時差のために取引通貨

日銀当預決済システムでは、決済が最終的に完了する時点はシステムの規則によって明確になっている。すなわち、本決済システムは、原則として「即時処理」で決済されており、システムが支払指図を受付けた後遅滞なく処理が行われ決済が完了する。日銀当預における入金、引落処理が完了した支払が巻き戻されることはない。また、「9時」、「1時」、「3時」、「5時」の区分がある同時処理¹³についても、当該処理にかかる決済が最終的に完了するタイミングはその区分の処理が完了した時点であり明確である。なお、わが国の倒産法等においては、いわゆる「ゼロ・アワー・ルール」(倒産手続開始等の効果が当該日の午前零時から発生するとされる結果、決済システムの参加者が倒産した場合、当日の午前零時以降に当該参加者が行っていた全ての支払の効力等が否定されるルール)は存在しない。

2 - 2 . 基本原則 : 金融リスクの認識

(基本原則) システムの規則と手続は、参加者が当該システムへの参加による金融リスクを明確に認識できるものとなっているべきである。

評価の視点

決済システムの参加者は、システムの規則・手続を通じて、そのシステムに参加することに伴うリスクを明確に認識すべきである。システムの規則・手続は、当事者の権利と義務を明確に定めるものであり、そのような規則・手続については最新の情報が提供される必要がある。また、システミックな影響の大きい資金決済システムは、金融市場が有効に機能することを支える重要な仕組

を取りはぐれる可能性)を解消することを狙いに設けられた国際的な「通貨の同時決済」の仕組み(クロスボーダーの多通貨決済システム)。本決済システムでは、個別の外為取引が順次(Continuous)両通貨の振替を関係付ける形で(Linked)決済(Settlement)されるが、CLS銀行は所在国である米国以外の関係通貨の決済システムに全てリモート・アクセスしている。

¹³ 同時処理とは、原則として日本銀行を一方当事者とする取引の一部について、個々の入金・引落しを定められた時刻の到来後速やかに同時に処理する方式である。

みであることから、その金融リスクに関する主要な規則は一般にも公表されるべきである。

適合状況

日銀当預決済システムでは、システムに関する規則・手続は基本的に参加者と日本銀行との間の契約として定められており、関係者の権利と義務の内容は明確になっている。規則・手続は全体として、システムへの参加と利用にかかる包括的な取極めとなっており、参加者が当該システムに参加した場合の金融リスクを明確に認識できるものとなっている。すなわち、こうした規則・手続は、通常時の決済や処理のタイムテーブル、システム設計等を規定しているのみならず、システム障害発生時、同時処理における引落資金不足の発生時、民間決済システムの不払い発生時といった異例時の対応についても、同様に規定している。

日本銀行は、システムの改善や環境変化に伴ってその規則・手続を変更する場合には、参加者に対して必ず書面で通知しており、参加者は当該システムに関する最新の情報を容易に入手し得る状況にある。また、日本銀行は、必要があれば日銀当預決済システムの参加者でない者に対してもシステムに関する規則・手続を開示している。

日本銀行は、日銀当預決済システムの参加基準や、日中当座貸越の利用、その裏付けとなる適格担保にかかる基本要領といった主要な規則・手続について一般に公表している¹⁴。

2 - 3 . 基本原則 : 金融リスクの管理

(基本原則) システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確

¹⁴ 日本銀行のホームページを参照（「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」<URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo01.htm>>、「日中当座貸越基本要領」<URL は、<http://www.boj.or.jp/set/00/set0010b.htm>>、「適格担保取扱基本要領」<URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/yoryo/yoryo18.htm>>）。

な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与えるものでなければならない。

評価の視点

決済システムの規則や手続は、そのシステムで発生する信用リスク、流動性リスクに対応するために重要な役割を果たすものである。そのため、システムの規則・手続は、明確に定められていることはもとより、システムの運営者や参加者がそのリスクを抑制し、管理するためのインセンティブと能力を与えるものでなければならない。また、システムにおけるリスク管理手段は、リアルタイムで利用し得ることが重要である。

決済システムにおいては、そのシステムを通じた支払指図の受付と最終的な決済との間に遅れがあるとそこに信用リスクが生じる。そのような遅れのない、適切に設計された即時グロス決済システムにおいては、そうしたリスクは生じない。一方で、時点ネット決済システムのように、そのような遅れのあるシステムでは、参加者間にシステムの設計に起因する信用リスクが生じることになるため、そのリスクの管理が必要となる。

即時グロス決済システムで決済する参加者は、その支払指図を決済するために必要な流動性を決済口座に手当てできるようにしておく必要がある。システムにおいて、そのような手立てがない場合には決済の「すくみ」 決済の当事者達が互いに「受取れないので払えない」という状態に陥ることが生じ、決済システムの設計に起因する流動性リスクが顕在化する可能性がある。時点ネット決済システムにおいて参加者が支払債務を履行できない場合の流動性リスクの管理について、コア・プリンシプルでは基本原則 で定めている。

適合状況

(参加者にとっての信用リスク)

一般に取引の当事者は、その約定から最終的な決済が完了するまでの間、そ

の相手方の決済不履行により最終的に回収困難な損害を被るリスクに晒されている。日銀当預決済システムでは、その決済が原則として即時グロス決済で行われており、参加者の支払指図はシステムで取引受付後遅滞なく処理され決済が最終的に完了する。このため、ある参加者が破綻しても、信用リスクの顕在化による直接的な影響はその取引相手との間に限られ、その混乱が当該決済システムを通じて、他の参加者さらには金融システム全体に混乱を引き起こす可能性が限定的なものに止まるようになっている。

また、同時処理は、日本銀行が参加者との間で行う資金決済等について採用されているものであり、信用リスクが問題となり得るシステム参加者相互間の決済は原則として対象外としている。唯一例外的に同時処理で行われている社債等 DVP のための参加者間決済では、証券の引渡しと資金の支払が相互に条件付けられていることから、証券は引渡したが代金を受取れない、あるいはその逆となる元本リスクは生じない¹⁵。このため、参加者にシステムに起因する信用リスクが顕在化し、それが他の参加者へと波及していくような事態は想定し難い。

（参加者にとっての流動性リスク）

日銀当預決済システムの決済は、原則として即時グロス決済により処理されていることから、参加者は支払 1 件毎に決済資金を確保して支払指図を発出する必要がある。このため、他の金融機関からの受取りを待たずに支払を行おうとすると、外部から日中流動性を借入れるなどの対応が必要である。日本銀行では、本決済システムにおける日中流動性の利用可能性を高めて円滑な決済を確保するため、利用を希望する参加者に対して、当座貸越の形態で日中流動性を供与している。その結果、市場取引におけるすくみの発生を抑えるに足る十分な流動性が供給されており、現状、参加者において、即時グロス決済に伴う

¹⁵ 社債等 DVP 決済では、同時処理において引落資金不足に陥る先がある場合には、予約入力の個別取消といった対応を行うことになるが、この場合、取り消された資金の予約入力に対応する社債等の決済も行われないことになる。

流動性リスクは顕在化していない。

また、例外的に同時処理で行われている社債等 DVP 決済については、引落資金不足に陥る先がある場合には、予約入力個別取消といった対応を行うことになる。その場合、予約を取り消された金融機関の相手方は、受取る予定であった資金を受取れないことになり、流動性リスクに晒されることになる。もっとも、本システムにおいて処理される社債等 DVP にかかる支払は、小規模¹⁶なものに留まっているほか、引落資金不足先が生じた場合のこうした手続はシステムの規則に明確に規定され参加者に認識されている。また、参加者は必要があれば当座貸越の形態で日中流動性を手当てできる。これらを踏まえると、同時処理において、参加者にシステムに起因する流動性リスクが顕在化し、それが他の参加者へと波及していくような事態は極めて限界的なものであると考えられる¹⁷。

（日本銀行による日中流動性の提供）

日本銀行は、日銀当預決済システムで日中流動性の利用を希望する参加者に対して、日中当座貸越の形態により与信を行っているため、その当座貸越が返済されるまでの間、日本銀行は当該参加者の信用リスクに晒されていることとなる。しかしながら、日中当座貸越の提供にあたっては、予めそれに見合う適格担保の差入を受けていることから、当該与信が日本銀行の資産の健全性を毀損することはないと考えられる。

日中当座貸越のための担保については、原則として、信用度および市場性が十分であり、担保権その他の権利の行使に支障がないと日本銀行が認めるもの

¹⁶ 2002 年中、1 営業日当たり件数ベースで約 200 件、金額ベースで約 1,200 億円に留まっており、本決済システム全体で処理される決済規模（1 営業日当たり決済件数約 19 千件、決済金額は約 73 兆円）に比較して、相対的に軽微なものとなっている。

¹⁷ なお、社債等の決済については、現在、昨年 6 月に成立した「社債等の振替に関する法律」の下で、2005 年後半を目途に証券保管振替機構が新たな社債等の振替システムを提供することが予定されている。当該振替システムを用いた DVP 決済は、その資金面の決済を日銀当預を用いた即時グロス決済で行う方向で関係者間の検討が進められている。

に限っている。また、担保価格は、原則として¹⁸その担保の種類・残存期間毎に時価に一定の掛け目を設定して算定しており、その時価については週毎に市場相場に基づき見直しを行っている¹⁹。

(インセンティブとモニタリング)

参加者は本決済システムで日中当座貸越を利用するにあたっては、それに見合う適格担保を予め差入れている必要がある。また、終業時において日中当座貸越の残高がある場合には、当該残高にかかる延滞利息（公定歩合+6%）が徴求される扱いとなっている。このような日中当座貸越の利用に伴うコストにより、参加者にはリスク管理のインセンティブが働くこととなる。日本銀行は、こうしたインセンティブを実現させる手段として、参加者に対して、日銀ネットの照会機能の利用等によりリアルタイムで当座貸越の利用状況等を確認できるツールを提供している。

一方、本決済システムの運営者である日本銀行は、参加者の日中当座貸越の利用を含めた資金繰りの状況について、必要に応じモニタリングを行っている。

2 - 4 . 基本原則 : 迅速かつファイナルな決済

(基本原則) システムは、決済日にファイナルな決済を迅速に提供すべきである。ファイナルな決済は、日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までには提供されるべきである。

評価の視点

参加者は決済システムで支払指図が受け付けられてから決済が行われるまでの間、その決済システムの設計に起因する信用リスクと流動性リスクに晒されて

¹⁸ 証券貸付債権については、残存期間でなく当初貸付期間に応じて掛け目を乗じている。また、手形、CP、証書貸付債権等は、時価がないため額面や残存元本に掛け目を乗じている。

¹⁹ なお、市場相場に著しい変動等が生じた場合には、随時、日本銀行は担保価格の見直しを行うことができる扱いとなっている。

いる。こうしたリスクは、営業日を越えて残存する場合、金融機関の破綻が営業終了後の時間帯に生じることが多いこともあり、さらに著しいものとなる。このため、決済システムにおいて、最終的な決済が日中迅速に、遅くとも決済日の終了時までに行われることは、そのようなリスクの削減にとって重要である。

適合状況

日銀当預決済システムでは、現状、原則として即時処理により決済が行われており、決済日当日において最終的な決済が迅速に完了するようになっている。また、同時処理による決済も、定められた時刻（午前9時、午後1時、3時、5時）到来後速やかに決済が最終的に完了する。同時処理では、原則として、信用リスクが問題になるシステム参加者相互間の決済を対象外としている。また、参加者間の資金決済のうち唯一例外的に同時処理で行われている社債等 DVP に伴う決済（「3時」同時処理で決済）についても、前述のとおり、同時処理において、ある参加者に本決済システムに起因する流動性リスクが顕在化し、それが他の参加者へと波及していくような事態は想定し難いと考えられる。

2 - 5 . 基本原則 : マルチラテラル・ネットィングが行われるシステムにおける決済

（基本原則） マルチラテラル・ネットィングが行われるシステムでは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。

評価の視点

この基本原則は、マルチラテラル・ネットィングが行われるシステムのための最低基準を定めている。そのような決済システムでは、参加者がその支払債務を履行できない場合、決済時点にその他の参加者に予期せざる信用リスクや流動性リスクを生じさせる可能性があるため、こうしたリスクに対する十分な管理を必要とする。最低基準を満たしても、複数の参加者が同じ営業日に決済

不能に陥るリスクは引続き残存しており、現在国際的に最も進んだ慣行では、最大のネット負債額を有する参加者に加えて、他の参加者が同時に決済不能に陥った場合についても対応し得るリスク管理が求められている。

適合状況

日銀当預決済システムでは、マルチラテラル・ネットリングは行っていないため、基本原則 は適用されない²⁰。

2 - 6 . 基本原則 : 決済に利用される資産

(基本原則) 決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほとんどないか、または全くないものであるべきである。

評価の視点

決済システムで利用される資産(「決済用資産」)は、その参加者全てが受け入れなければならないものである。その資産の発行者が破綻したり、その資産を他の資産へ容易に転換できない場合には、当該決済システムは金融システム全体に連鎖的な影響を引き起こす可能性がある。このため、決済用資産としては、そのような信用リスクや流動性リスクを参加者にもたらすことのない、中央銀行に対する資産である中央銀行預金が適当である。民間金融機関における預金等それ以外の資産を用いて決済が行われる場合には、この基本原則を満たしているかどうかの観点から、その資産の信用リスクと流動性リスクについて検討がなされるべきである。

適合状況

日銀当預決済システムでは、日銀当預、すなわち中央銀行に対する預金債権

²⁰ 同時処理は、支払指図の処理の予約に基づいて行われているが、ここでは、ネット尻(受払差額)ではなく、個々の受払一本一本が処理されている。

を決済用資産として用いている。

2 - 7 . 基本原則 : セキュリティと運行上の信頼性

(基本原則) システムは、高度のセキュリティと運行上の信頼性を備え、かつ日々の事務処理をタイムリーに完了させるための緊急時の対応策を用意すべきである。

評価の視点

決済システムは、決済の正確性と確実性を確保するため、そのシステムの重要性からみて適切で、合理的なセキュリティ基準を有するべきである。また、日々の事務処理の完了を確保するため、運行上の高度な問題対応能力を維持しなければならない。緊急時の業務継続に関する対応策を策定し、定期的に検証することが必要である。

適合状況

(セキュリティ)

日本銀行は、日銀ネット²¹をはじめとする各種コンピュータ・システムおよびこれを用いて処理される情報のセキュリティ対策として、情報セキュリティ・ポリシー（情報セキュリティ確保に関する組織体制や各種安全対策の基本的な考え方）を定めて文書化している。

日本銀行は、日銀当預決済システムの運営にあたり、当該決済システムが晒されているリスクの種類と、それが顕在化した場合の影響範囲や度合いに見合う適切なセキュリティを備えるように努めている。具体的には、機密保持やデータ改竄防止のため、通信ネットワークを介して送受信される電文を暗号化しているほか、操作者毎に設定したパスワードおよびICカード等による認証によって電文送信者の正当性を確認している。また、参加者は予め設定された権限の

²¹ 日本銀行金融ネットワークシステムの略称。日銀ネットとは、日本銀行当座預金の受払等をオンライン処理により行うためのコンピュータ・ネットワークである。

範囲内でしか業務を行えない仕組みになっている。

日本銀行の電算センターには、ICカードによる認証によって、権限のある者しか入退室できないよう厳格に管理されている。また、システム担当部署にセキュリティを専門に担当する部署を設置し、適切なセキュリティ・レベルの確保に努める一方、最新のセキュリティ関連技術の調査・研究を行っている。なお、セキュリティ侵害の発生時においては、セキュリティ対策担当者を中心に侵害の内容や影響範囲を迅速に確認し、予め定められた緊急時対応計画に基づき対処することとしている。

（運行上の信頼性）

日銀当預決済システムの主要な機器・回線は二重化されているほか、アプリケーション・プログラムについても検証のうえ本番稼働させているため、決済システムにかかる日々の事務処理の完了は十分に確保されている。本決済システムに関する事務・業務は、十分な経験や訓練を積んだ管理者や職員によって、日々効率的かつ適切な手続に則って行われている。また、電算センターでは、システムの運行状況を常時監視し、障害の早期発見・対応に努めている。

本決済システムでは運行上の信頼性を確保するため、障害対応として、メインセンターのホスト・コンピュータのほか、通信制御装置等の主要なセンター機器、日本銀行の本支店間の回線、日本銀行の本店および主要支店の回線収容局等、重要な機器類を二重化している。メインセンター内のプライマリー・システム（ホスト・コンピュータ）に障害が発生した場合には、セカンダリー・システムに切替えて運用することとなっているが、当該システムは、ホットスタンバイ構成を採っており、瞬時にデータ逸失なく回復する仕組みとなっている。

また、こうしたメインセンター内における二重化措置に加えて、メインセンターから十分に（約500km）離れた場所（大阪）にバックアップセンターを設置している。バックアップセンターは、メインセンターと同じシステム構成を有しており、メインセンターのデータは、ほぼリアルタイムでバックアップセン

ターに反映されている。なお、バックアップセンターにおける業務の再開までの所要時間は2時間程度を予定している。

日本銀行では、監事および検査担当部署が日本銀行の業務全般に関する監査・検査の一環として、本決済システムの開発・運営状況について監査・検査を行っている。また、検査担当部署では、このほかに個別のシステム監査（日本銀行が運営する諸システムから個別のシステムを取り上げて検査するもの）も行っており、本決済システムもこの監査を受けてきた。監査または検査の視点には、本決済システムの開発作業が適切に行われているか、その運行が規則等に則り適切に行われているかどうか、適切なリスク管理策を策定しているかどうか、その他本決済システムが円滑に運行するために必要な措置を講じているかどうか、といった事項が含まれている。

なお、日銀当預決済システムでは、部分的な障害は生じたことはあるが、直近10年間、システム全体としては正常にオンライン稼動してきている。

（業務継続）

日本銀行は、メインセンターに障害が発生した場合にも、バックアップセンターで処理を行うことにより、日銀当預決済システムでの決済サービスの提供を継続し、資金決済の円滑と金融市場の安定確保を図る体制を整えている。

当該バックアップセンターへの切替えを想定した訓練が、毎年、システム参加者を交えて実施されている。訓練の実施にあたっては、本決済システムのリスク管理策の企画部門および運行部門が協力して、災害発生時等の緊急時において、どのような問題が存在するかを検討し、その対応策を策定している。実際の訓練においては、そうした対応策の実効性が確認されている。

バックアップセンター切替時の運用は文書化されており、その実効性は、訓練において実証されている。なお、バックアップセンター切替後の業務については、バックアップセンター所在地の大阪の支店職員を中心に行う体制が整備されている。また、センター切替時の運用以外にも、災害発生時等の緊急時における業務継続について取極めたうえ、訓練を通じて定期的な検証が行われて

いる。

2 - 8 . 基本原則 : 効率性

(基本原則) システムは、利用者にとって実用的であり、経済全体にとって効率的な決済手段を提供すべきである。

評価の視点

決済システムは一国の経済活動を支える重要な社会基盤である以上、その設計や運営においては、安全性と効率性の適切なバランスを確保することが重要である。また、参加者が直面する日々の実際的な問題を十分に考慮する必要もある。決済システムが効率的かどうかの判断はしばしば非常に困難であるが、例えば、システム改善にかかる費用と便益について最大限利用可能な情報を整理したり、システムの処理能力の過小や過剰といった非効率性を示す兆候の有無を確認することは有益である。決済システムにおける課金は、参加者の取引コストを規定するとともに、参加者のシステム利用に関するインセンティブを形成するものであり、決済システムの安全性と効率性に影響を与え得る。中央銀行がシステミックな影響の大きい決済システムを運営する場合、その課金の方針の根拠を公表すべきである。

適合状況

(実用性)

日本銀行は日銀当預決済システムの運営にあたり、システム改善に関する要望を把握するために、日頃より参加者をはじめ関係者との意見交換等を行っているほか、システムの重要な変更等にあたっては、参加者や関係者に意見・提案を求めることによって、システムの実用性や効率性を高めるように努めている²²。

²² このように意見・提案を募った例としては、日銀当預決済の RTGS 化、日銀ネットの稼働時間延長、日銀ネットのネットワークインフラの高度化、等がある。日本銀行のホーム

最近の施策をみても、CPU 接続対象業務の拡大、国債 DVP 同時担保受払機能の提供、与信担保システムの稼働開始、といった本決済システムの利便性を高めるための措置が、参加者の意見・要望を踏まえて実施されている²³。また、日本銀行は、ネットワーク技術や電文フォーマットの標準化等の進展に積極的に対応するとの観点から、2002 年 1 月、日銀当預決済システムの基盤であるネットワークインフラの高度化²⁴について市中協議を実施し、参加者からの意見・提案を踏まえて、その基本方針を決定している。

(効率性)

日本銀行では、日銀当預決済システムの改善や変更にあたっては、システムの安全性と効率性向上について可能な限り具体的な分析を行いその必要性を判断するとともに、開発費用を十分説明し得るようにその目的や効果の明確化を図っている。

ページ参照(「日本銀行当座預金決済の「RTGS 化」について」<URL は、<http://www.boj.or.jp/set/96/set9612a.htm>>、「オンライン当座預金振替のサービス提供時間延長について」<URL は、<http://www.boj.or.jp/set/98/set9803a.htm>>、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」<URL は、<http://www.boj.or.jp/set/02/set0201a.htm>>)

²³ 具体的には、参加先の決済事務が効率的に処理されるように外為円決済以外の資金や国債の決済に関しても CPU 接続を可能としたり、即時グロス決済下での資金調達負担を軽減し国債の受渡の円滑化を図るために国債買入と当該国債を担保とする当座貸越を同時に行い得る仕組み(国債 DVP 同時担保受払機能)を提供したり、担保の受払い事務や利用の効率化を図るために事務のオンライン化や担保の共通利用化(参加者が差入れる担保は、従来、与信の種類や担保を受け入れた日本銀行の本支店毎に管理されていたが、複数の与信について共通して利用できることとしたほか、与信を受ける本支店以外で受入れた場合でも利用可能となった)を実施する、といった対応を行っている。

²⁴ 具体的には、コンピュータ接続の改善、日銀ネット端末の改善、電文フォーマット選択の柔軟性確保(国際標準の採用)の3点について提案を行った。日銀ネットのネットワークインフラの高度化に関する基本方針の詳細については、日本銀行ホームページに掲げている(「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について 関係者のご意見・ご提案を踏まえて」<URL は、<http://www.boj.or.jp/set/02/set0203a.htm>>)。

日銀当預決済システムの参加者による利用実績や決済状況をもても、現状、システムが資源を非効率に利用していることを示すような兆候はみられない。すなわち、本決済システムは参加者のニーズに適切に対応できており、電文の処理時間等運行面のパフォーマンスにも問題は生じていない。一方で、システム処理能力が実際にシステムで処理されている決済量を大幅に上回っているといった、無駄な投資が行われている状況もみられない。日本銀行は、そのシステム開発にあたっては、当該決済システムにおいて処理される決済量やその集中度合いを予測し、システムの処理能力がそれに適切に対応し得るように努めているほか、システムの実際の処理能力やパフォーマンスをモニターし、取り扱われる支払が常に適切な速度で処理されるように努めている。また、本決済システムの決済は、即時グロス決済により行われているが、参加者は予め差し入れた担保の評価額の範囲内で日中流動性の供与を受けられるため、現状、決済のすくみや遅延といった事態は生じていない。

（決済サービスの利用料金）

日本銀行は、日銀当預決済システムの利用料金について、その基本的な考え方を公表している²⁵。日銀当預決済システムの利用料金は、現状、原則として以下のような考え方で決定されている。

まず、日本銀行が決済サービスを提供するにあたり、そのインフラ整備に要する費用（システム開発・維持にかかる費用等）は基本的に日本銀行が負担すべきものと考えている。これは、金融機関間の資金決済や国債決済を処理するために日本銀行が提供する決済システムは、金融資本市場の基盤となる社会的インフラであり、技術革新等外部環境の変化に応じてその安全性・効率性の向上のための投資を行っていくことは、中央銀行の本来の仕事であると考えられるからである。

もっとも、そうしたサービスを日銀ネットを通じてオンラインで利用する参

²⁵ 日本銀行のホームページに掲載している「決済の分野における日本銀行の役割」を参照（URLは、<http://www.boj.or.jp/set/02/set0209a.htm>）

加者は、書面ベースで利用する場合と比較して、事務負担軽減や処理時間短縮といったメリットを享受することができる。このため、日銀ネットを利用してアクセスする場合には、オンライン利用に伴う受益部分に対応するコスト、すなわち対外接続費用や回線使用料を、それぞれ基本料金および度数料金の形で回収している。

2 - 9 . 基本原則 : 参加基準

(基本原則) システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。

評価の視点

決済システムへの参加の可否は、決済サービスを提供する金融機関の競争力のバランスに影響を与える可能性がある。このため、参加に対する制限は、客観的で適切な基準に基づくものとなっているべきである。参加基準は明文化され、関係者に対して開示されるべきである。また、決済システムから離脱する場合の手続が明確に定められるべきである。

適合状況

日銀当預決済システムの参加基準は、「当座預金取引先および貸出取引先の選定基準」および「当座預金取引先の選定基準細目」として規定され、一般に公表されている²⁶。

当該基準は、日本銀行法に定める日本銀行の目的（物価の安定と金融システムの安定）に照らしたうえで、資金決済の主要な担い手（銀行、協同組織金融機関の上部団体、信用金庫、銀行協会）、証券決済の主要な担い手（証券会社、証券金融会社、証券取引所）、インターバンク取引の主要な仲介者（短資会社）を取引の相手方の範囲として示している。また、決済システムの安全性

²⁶ 日本銀行のホームページを参照（URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo01.htm>）。

を確保するために、参加者の業務内容、経営内容、事務処理体制に問題がないことを掲げている。このうち経営内容については、自己資本の充実の状況を基準として経営内容を判断することとしており、具体的な基準を細目において業態毎に示している。また、参加者が日本銀行法第 37 条に定める金融機関等²⁷である場合には、参加者の経営内容、各種リスク管理体制を十分に把握できるよう考査に関する契約の締結に応じること、を求めている。こうした参加基準の内容は、決済システムの安全性、効率性確保の観点から適切なものとなっていると考えられる。

日本銀行は、参加者の日銀当預決済システムへの参加の取り止めについて、参加者の要請による場合と、運営者である日本銀行の判断による場合の双方について、明確に定められた手続を示している。参加者が本決済システムの利用を取り止める場合には、一定の予告期間をもって日本銀行にその旨を伝える必要がある。また、日本銀行は、参加者がシステム規則に違反した場合や本決済システムの円滑な運行を阻害する恐れがあると認められる場合には、参加者に対してシステム利用に関する契約の解除や一定期間利用の制限を行い得ることを規定している。

2 - 10 . 基本原則 : 組織運営の取極め

(基本原則) システムの組織運営の取極めは、効果的であり、対外的に説明可能であり、透明なものとなっているべきである。

評価の視点

決済システムは、そのシステムミックな影響の大きさに鑑みて、広く関係者に対して、その組織運営の取極めを説明する責任を果たすべきである。影響を受ける全ての関係者にとって、システムに影響を及ぼす決定事項と決定プロセス

²⁷ 日本銀行法第 37 条に定める金融機関等とは、銀行その他の預金等の受入および為替取引を業として行うもの(預金等取扱金融機関)、証券会社、証券金融会社、外国証券会社、短資会社、をいう(日本銀行法施行令第 10 条)。

に関する情報にアクセスできることが重要である。効果的な組織運営の取極めは、システムの目標実現に向けて、経営陣に適切なインセンティブを与えるとともに、適切な手段と能力を確保するものである。

適合状況

日銀当預決済システムの所有者・運営者である日本銀行の組織運営は、日本銀行法のほか、日本銀行定款、日本銀行組織規程等に基づいて行われており、これらは公表されている²⁸。日本銀行では、政策委員会が最高意思決定機関として政策・業務・組織運営の基本方針を決定し、その方針に基づいて本店の局・室・研究所、支店・事務所が実務を執行している。日銀当預決済システムの運営に関する重要事項についても政策委員会が最終的な判断を行っており、政策委員会月報²⁹による公表等を通じて、その運営にかかる意思決定の内容や決定過程を明らかにしている。その決済システムの運営に関する決定は、システムの参加者に対して明確にかつ遅滞なく伝えられている。

日本銀行は、日銀当預決済システムの重要な変更等にあたっては、その基本方針の公表から実施までに十分な期間を設けるとともに、必要に応じ参加者や関係者に意見・提案を求めている。また、本決済システムに関する改善等の必要性を把握するため、日頃より参加者との直接の対話や調査等を行っているほか、わが国の決済システムを巡る実務面の諸問題について、主要な決済システム運営主体等との間で情報や意見の交換を行うため、「決済システムフォーラム」³⁰を開催している。

²⁸ 日本銀行のホームページを参照（「日本銀行法」＜URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/law/bojlaw1.htm>＞、「日本銀行定款」＜URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/law/teikan.htm>＞、「日本銀行組織規程」＜URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/law/ksoshiki.htm>＞）。

²⁹ 日本銀行のホームページを参照（URL は、<http://www.boj.or.jp/seisaku/03/giji03043.htm>）。

³⁰ 決済システムフォーラムの概要については、日本銀行のホームページを参照（URL は、<http://www.boj.or.jp/set/03/set0303b.htm>）。

日本銀行の業務遂行に関しては、日銀当預決済システムの運営も含めて、その政策や業務を網羅的に記述した業務概況書のほか、監事による監査を受けた財務諸表を、日本銀行法に基づいて公表している³¹。また、日本銀行は、当該年度において、その業務執行組織が取り組むべき課題とその考え方、およびそのために必要な人員や予算、IT 投資基本方針等について、政策委員会で議論・決定のうえ「業務運営方針」³²として公表している。

日本銀行の監事は、政策委員会および総裁から独立して職務を遂行しており、その業務全般に関する監査を実施している。また、検査担当部署が事務処理等の内部検査を行っており、その結果を政策委員会に報告している。検査にあたっては、事務処理、情報システム等に関する各種リスクの管理状況や経営資源の有効活用、業務遂行体制の効率性といった組織運営の状況について検証を行うほか、事務処理が関係規程に則り適正に行われていることを確認している。

3. 「中央銀行の責務」に関する自己評価

3 - 1. 責務 A : 目標、役割と主要政策の公表

(責務 A) 中央銀行は、決済システムに関する目標を明確に定め、システミックな影響の大きい資金決済システムに関する自らの役割と主要政策を公表すべきである。

評価の視点

中央銀行は、関係者が予測可能な環境でそのシステムを運営し得るように、決済システムに関する目標や主要な政策を明確に定めるとともに、そうした政

³¹ 日本銀行のホームページを参照（「業務概況書」<URL は、<http://www.boj.or.jp/about/03/act03.htm>>、「財務諸表」<URL は、<http://www.boj.or.jp/about/03/zai0305b.htm>>）

³² 日本銀行のホームページを参照（URL は、<http://www.boj.or.jp/about/03/hoshin03.htm>）

策に対する十分な理解と支持を得るため、それを公表すべきである。

適合状況

日本銀行は、わが国の決済全体の安全性と効率性を確保することを目的として、日銀当預決済システムを運営するとともに、民間主体が運営する決済システムについてオーバーサイトを行っている。日本銀行では、日銀当預決済システム、および民間主体が運営するシステム的な影響の大きい資金決済システムによる「基本原則」の充足を確保するように努めている。また、それ以外の決済システムに対しても、「基本原則」を参考としつつ適切な対応を採るよう必要に応じて働きかけている。

日本銀行は、2002年9月、「決済の分野における日本銀行の役割」を公表し、日本銀行が決済の分野において果たしている役割について、その基本的な考え方を説明している。

3 - 2 . 責務 B : 中央銀行が運営するシステムの適合

(責務 B) 中央銀行は、自ら運営するシステムが基本原則に適合することを確保すべきである。

評価の視点

中央銀行は、自ら運営する決済システムを基本原則に適合させる能力を持ち、確実にそれに適合させなくてはならない。

適合状況

日本銀行は、「システム的な影響の大きい資金決済システム」に該当する日銀当預決済システムを自ら運営している。日本銀行では、その決済システムの運営にあたり、資金コア・プリンシプルをその指針としている。日本銀行は、現状、その決済システムが「基本原則」に適合していると考えているが、今後、その安全性と効率性の向上に努めていく方針である。

日本銀行は、日銀当預決済システムが「基本原則」に適合することを確保す

るため、次のような制度的な枠組みに従い、その適切な運営や管理に努めている。まず、決済システムの運営に関する重要事項については、日本銀行法に基づき政策委員会で審議を行い決定しており、それを政策委員会月報や業務概況書により公表している。決済システムの改善については、そのシステム運営を担当する部署とは別の部署で日常的に調査や企画が行われており、決済サービスの新たな提供や内容の変更を行う場合には、市中協議や利用者へのアンケートを実施するなど、様々なチャネルを通じて広く関係者の意見・要望等を取込みつつ具体案を策定している。また、決済システムの運営状況等について、日本銀行法に基づいて、政策委員会や総裁から独立して職務を遂行する監事による監査等を受けている。

3 - 3 . 責務 C : 中央銀行が運営しないシステムのオーバーサイト

(責務 C) 中央銀行は、自ら運営しないシステムが基本原則に適合するようにオーバーサイトを実施し、このオーバーサイトを実行する能力を持つべきである。

評価の視点

中央銀行は、自ら運営していない決済システムが基本原則に適合するようオーバーサイトを実施すべきである。中央銀行のオーバーサイトは、適切な根拠に基づいたものでなければならない。中央銀行はオーバーサイトを有効に行うための専門性と資源を持たなければならない。また、中央銀行は、オーバーサイトを行う立場を利用してみずからが運営する決済システムに比べて、民間決済システムに対して不利な扱いを行うべきではない。

適合状況

日本銀行は、自ら決済システムを運営するとともに、民間主体が運営する決済システムについても、その安全性と効率性に注意を払い、必要があればその改善に向けた働きかけ(オーバーサイト)を行っている(別添3参照)。

日本銀行では、資金決済システムに対するオーバーサイトを行うにあたり、

「基本原則」を具体的な基準としており、自ら運営しない決済システムがこれに適合するように働きかけている。すなわち、システム的な影響の大きい資金決済システム³³に対しては、これらの原則への適合状況について継続的に評価を行い、必要に応じて適合に向けた対応を働きかけているほか、これに該当しない資金決済システムに対しても、当該システムがわが国全体の決済の安全性と効率性に与え得る影響に応じて、これらの原則を参考としつつ適切な対応を採るよう必要に応じて働きかけを行っている。

日本銀行が行うオーバーサイトでは、わが国における法的・制度的枠組みや歴史的経緯等を背景に、道義的説得をその基本的な手段としている。具体的には、決済システムの設計や運営状況についてモニタリングを実施し、これを評価するとともに、必要に応じて関係者に改善を促すなどの働きかけを行っている。また、最終的な決済が日銀当預を用いて行われている決済システムに関しては、日本銀行は、その事務処理体制やリスク管理の仕組み等に問題がないことを確認するとともに³⁴、当該決済システムがその仕組み等を変更する場合には、必要に応じて承認や協議といった形で関与することとしている³⁵。

日本銀行は、決済システムに関する企画や調査・研究を専門に行う部署を置いており、民間決済システムに対するオーバーサイトは当該部署が担当している。日本銀行は、民間決済システムのオーバーサイトを行う主体であるとともに、日銀当預決済システムの運営者でもある。こうした二つの役割に利害対立が生じる可能性について認識し、自らのシステム運営を有利にする目的で民間

³³ 日本銀行では、現状、日銀当預決済システムのほか、民間決済システムのうち内国為替制度、外国為替円決済制度、東京手形交換所が「システム的な影響の大きい資金決済システム」に該当するものと判断している。

³⁴ 日本銀行のホームページに掲載している「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」および「当座預金取引の相手方に関する選定基準細目」を参照（URLは、<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo01.htm>）。

³⁵ 日本銀行が、規則改正の承認・協議といった形でリスク管理の仕組み等の変更に関与している決済システムの例としては、内国為替制度、外国為替円決済制度、手形交換制度（日銀当預決済システムに参加している、銀行協会が運営する手形交換所）等がある。

決済システムのオーバーサイトを行っている、との誤解を持たれることのないように努めている。例えば、民間決済システムに対するオーバーサイトは、日本銀行において日銀当預決済システムの運営を担当する部署とは別の部署が行うこととしている。なお、民間決済システムのオーバーサイトを行う部署では、自らの運営する日銀当預決済システムについても、民間決済システムのオーバーサイトにおいて利用するのと同じ基準を用いて評価を行っている。

3 - 4 . 責務 D : 他の関係当局との協力

(責務 D) 基本原則を用いて決済システムの安全性と効率性を高めるにあたって、中央銀行は他の中央銀行や国内外の関係当局と協力すべきである。

評価の視点

決済システムの安全性と効率性については、多くの異なる当局が関心を持っており、こうした当局間の協調的なアプローチは、関係する全ての公共政策上の目標の実現に資するであろう。クロスボーダーや多通貨の決済システムについては、国内外の当局間の協調がとくに重要である。

適合状況

日本銀行は、海外の中央銀行、国内外の金融当局等との間で、必要に応じて連絡を取り合うなど協力して、わが国の決済全体の安全性と効率性の向上に努めている。

現状、主要国の中央銀行間ではオーバーサイトに関する協調体制が確立されており、日本銀行もこうした協調体制に参加している。例えば、CLS(Continuous Linked Settlement) システムについて、取扱通貨を発行する国の中央銀行と協調してオーバーサイト活動を行っているほか、支払・決済システム委員会(CPSS)のメンバーとして、国際決済銀行(BIS)における決済システムに関する調査・検討や、オーバーサイトにかかる各国共通の指針の策定作業等に参画している。

日本銀行は、わが国の決済全体の安全性と効率性を確保する観点から、国内

の関係当局との間で、必要に応じて情報・意見交換を行っているほか、必要な法律や政省令等の制定・改正等について働きかけを行っている。こうした日本銀行と関係当局との関係は、法律等の公式な取極めにより定められているものではないが、現状、それぞれの当局が役割を果たしていくうえで効果的に機能していると考えている。

4. おわりに

以上のとおり、日本銀行は、資金コア・プリンシプルに則って、自らが運営する日銀当預決済システムの設計や運営およびわが国決済システムによる基本原則の充足に向けた活動を行っている。こうした日本銀行の取り組みは、現状、それが掲げる「基本原則」および「中央銀行の責務」に適合するものであると考えている。

決済システムを巡る環境は、金融業務の多様化や情報技術革新等によって変化し続けており、これに伴い、決済システムに求められる安全性と効率性の水準も変化している。「基本原則」や「中央銀行の責務」は普遍的な基準であるが、時代の要請により具体的に求められる中身は変容していく。日本銀行としては、こうした環境の変化に対応しながら、わが国の決済全体の安全性と効率性をより一層向上させていくため、引続き国内外の関係者と協力して努力していく所存である。

以 上

<p>(本件に関する照会先) 日本銀行信用機構室決済システム課 (電話番号<代表>:03-3279-1111) 水野(内線2961)、林(同2914)</p>

システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル

(基本原則)

・(法的有効性) システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。

・(リスク認識) システムの規則と手続は、参加者が当該システムへの参加による金融リスクを明確に認識できるものとなっているべきである。

・(リスク管理策の明定) システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与えるものでなければならない。

・(同日決済) システムは、決済日にファイナルな決済を迅速に提供すべきである。ファイナルな決済は、日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までには提供されるべきである。

・(決済完了性) マルチラテラル・ネットリングが行われるシステムでは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。

・(中銀マネーによる決済) 決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほとんどないか、または全くないものであるべきである。

・(システムの信頼性) システムは、高度のセキュリティと運行上の信頼性を備え、かつ日々の事務処理をタイムリーに完了させるための緊急時の対応策を用意すべきである。

・(効率性) システムは、利用者にとって実用的であり、経済全体にとって効率的な決済手段を提供すべきである。

・(参加基準) システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。

・(運営の透明性) システムの組織運営の取極めは、効率的であり、対外的に説明可能であり、透明なものとなっているべきである。

* システムは、原則、に含まれる最低標準を上回るように努力すべきである。

(中央銀行の責務)

A .(役割と基本政策の開示)中央銀行は、決済システムに関する目標を明確に定め、システミックな影響の大きい資金決済システムに関する自らの役割と主要政策を公表すべきである。

B .(中央銀行が運営する決済システムへの適用)中央銀行は、自ら運営するシステムが基本原則に適合することを確保すべきである。

C .(オーバーサイト)中央銀行は、自ら運営しないシステムが基本原則に適合するようにオーバーサイトを実施し、このオーバーサイトを実行する能力を持つべきである。

D .(中央銀行間の協力)基本原則を用いて決済システムの安全性と効率性を高めるにあたって、中央銀行は他の中央銀行や国内外の関係当局と協力すべきである。

資金コア・プリンシプル

G10 諸国の中央銀行総裁は、2001 年 1 月の総裁会議において、決済システムの安全性・効率性確保に関する基準である「システミックな影響が大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」(支払・決済システム委員会<CPSS>策定)の公表を了承した。

CPSS では、資金決済システムの設計と運営において満たすべき基準を検討するため、1998 年 5 月、「資金決済システムの原則と慣行に関する作業部会」を設立した。こうした作業部会の設立は、金融取引の複雑化やグローバルなネットワークの広がり、情報通信技術の発展によって、金融システムを巡る環境が大きく変化するなかで、資金決済システムの設計と運営について、国際的に受け入れられる基準を確立することにより、決済システムひいては金融システムの安定を確保していく必要がある、との各国関係者の認識を背景としたものであった³⁶。

同作業部会には、G10 諸国の中央銀行や欧州中央銀行のほか、様々な経済の発展段階にある 11 か国の中央銀行、国際通貨基金、世界銀行が参加し、基準を作成するための協議が行われた。また、基準の策定作業においては、広く関係者の意見・提案を求めるため、1999 年 12 月と 2000 年 6 月の 2 回に亘って市中協議が行われ、それが国際的に支持されていることが確認された。

³⁶ 従来、民間ネット決済システムをはじめとする資金決済システムの設計・運営を評価する際の事実上の基準としては、いわゆる「ランファルシー基準」(1990 年 11 月策定)が広く利用されてきた。しかしながら、その後の即時グロス決済システムや混合型の決済システムの利用拡大といった決済システムにかかる環境の変化に伴い、決済システム改善に向けたより一般的な基準を策定すべきであるとの気運が高まっていた。なお、ランファルシー基準とは、もともとクロスボーダーおよび多通貨のネットィング・システムを対象とした安全性基準であり、1990 年 11 月、国際決済銀行(BIS)の策定した「G10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネットィング・スキーム検討委員会報告書(通称「ランファルシー報告書」)」(BIS のホームページを参照<URL は、<http://www.bis.org/publ/cpss04.htm>>)により、公表されたものである。

このような経緯で作成された資金コア・プリンシプルは、決済システムの改善にあたっての基本目標をその安全性と効率性の向上としたうえで、決済システムの設計・運営に関する「基本原則」と、それを適用していくうえでの「中央銀行の責務」を提示している。資金コア・プリンシプルの直接の対象、すなわち「基本原則」全てを充足すべきとされるのは、システム的な影響の大きい資金決済システムである³⁷。そのような決済システムは、金融システムが有効に機能するうえで重要な仕組みである一方で、金融システムの一部で生じたショックを連鎖的に波及させるものにもなり得る。このため、そうしたシステムの安全性と効率性の確保は、公共政策上の目標となるべきものだからである。もっとも、それ以外の決済システムについても、金融システムに与える影響の大きさに応じて、「基本原則」の内容を参考にしつつ適切な対応を採るべきである、とされている。

資金コア・プリンシプルの掲げる基準は、普遍的な基準としてあらゆる国で長期間に亘り利用可能なものとするため、敢えて一般的な表現で記述されている。それは、個々のシステムの設計や運営について特定の具体的モデルを提示するものではなく、システム的な影響の大きい資金決済システムが満たすべき主要な特性を示すものである。各国において、資金コア・プリンシプルに基づいて自国の決済システムの評価が行われ、それを満たしていない場合には適合に向けて適切な方策が採られることが期待されている。

以 上

³⁷ 証券決済システムが資金決済システムとしての側面も有する場合（例えば、証券の対価である資金の受払に関するクリアリング・サービスを提供している場合）には、資金決済システムとしての安全性・効率性の確保という点に着目して、「基本原則」を適用することができる。証券等の取引に伴って資金振替が行われる場合にも、当該決済システムで生じた混乱が金融システム全体に連鎖的な影響を及ぼし大きな混乱を生じさせる可能性がある。

日本銀行が運営する資金決済システム(日銀当預決済システム)

日本銀行は、金融機関等に当座預金(「日銀当預」)を提供しており、日銀ネット³⁸を通じて、その当座預金の振替や入金・引落しによって資金の決済を行うシステムを運営している(「日銀当預決済システム」)。

(法的根拠)

日銀当預決済システムにおける日銀当預の振替、入金・引落等の個々の業務は、日本銀行法上第33条の通常業務と規定されている。また、その支払指図を電子的に交換する日銀ネットの提供について、同法第39条、第61条の2に基づき、金融機関の間における資金決済の円滑に資するものとして金融庁長官および財務大臣から認可を得て行っている。

(参加者と参加基準)

日銀当預決済システムの参加者は、現在、資金決済の主要な担い手(銀行、協同組織金融機関の上部団体、信用金庫、銀行協会等)、証券決済の主要な担い手(証券会社、証券金融会社、証券取引所等)、インターバンク取引の主要な仲介者である短資会社である。本決済システムの参加者数は、2003年3月末現在で627先となっている。

本決済システムの参加基準は、「当座預金取引先および貸出取引先の選定基準」および「当座預金取引先の選定基準細目」として規定され、一般に公表されている³⁹。

³⁸日銀ネット(日本銀行金融ネットワークシステム)においては、日本銀行の電算センターとその本支店および参加者が通信回線によって接続され、日本銀行または参加者が入力した決済データは電算センターでオンライン処理される。日銀ネットと参加者との間の接続は専用端末機の設置によるほか、参加者のコンピュータとの直接接続(CPU接続)も可能である。なお、主に決済件数の少ない一部の参加者を対象に、日本銀行の窓口で書面を受け、これを日本銀行が日銀ネットに入力する書面ベースでの取引も行っている。

³⁹ 日本銀行のホームページを参照(URLは、

（決済される取引）

日銀当預決済システムは、数多くの金融機関が直接参加して決済を行う、わが国の最も基幹的な資金決済システムである。本決済システムでは、金融機関同士が行うコール資金取引等の短期金融取引や国債等の証券取引の代金支払、

民間決済システム（内国為替制度、外国為替円決済制度、手形交換制度）の受払差額、日本銀行が金融機関との間で行う金融調節上のオペレーションや貸出、国庫金の受払、国債の発行・償還に伴う資金の受払、等について決済が行われている。

（決済方法）

日銀当預決済システムの決済は、原則として「即時処理」（即時グロス決済）により行われている⁴⁰。但し、海外預り金や日銀オペの一部等に関する決済については、システム開発における資源の制約もあって、「同時処理」（原則として日本銀行を一方当事者とする取引の一部について、個々の入金・引落しを定められた時刻の到来後速やかに同時に処理する方式）により行っている⁴¹。同時処理の対象となる取引は、海外預り金や日銀オペ等、システム的な影響が懸念される参加者間取引でないものである⁴²。

（日中流動性の供与）

日本銀行は、日銀当預決済システムにおける即時グロス決済を円滑に処理す

<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo01.htm>）

⁴⁰ 即時処理では、日本銀行または利用先が支払指図の入力を行い、システムにより引落資金が確保されていることを確認した後、直ちに決済が行われる。

⁴¹ 同時処理では、定められた時刻毎に一旦入力を締切ったうえ、事前に参加者等が入力した支払指図の処理の予約に基づき一括して全参加者の当座勘定残高を計算し、引落資金の不足の発生しないことが確認されれば、全ての入金・引落処理が完了し、処理は終了したこととなる。

⁴² 唯一例外的に民間金融機関等参加者間の資金決済が同時処理で行われているのは、社債等 DVP に関する決済である。

るため、参加者に対して、当日の終業時を返済期限とする当座貸越（日中当座貸越）の形態で日中流動性を供与している。参加者は、予め差し入れられた担保の評価額の範囲内で、日本銀行から、無利息で当座貸越の形態による資金借入を行うことができる。

（利用料金）

日銀当預決済システムの利用料金は、固定料金である「基本料金」と変動料金である「度数料金」の 2 本立てで構成されている。基本料金は通信回線の種類毎に定められ、度数料金の料率は通信電文の種類毎に定められている。基本料金は、端末接続の場合には回線毎に 5,000 円～10,000 円、CPU 接続の場合には同 800,000 円である。度数料金は、通常の資金振替は 1 件 40 円、付記電文付振替⁴³については 1 件 60 円である。

日銀当預決済システムの利用料金の基本的な考え方は、「受益者負担の原則」である。すなわち、本システムをオンライン接続によって利用する参加者は、従来の事務取扱と比較して、事務負担軽減や処理時間短縮といったメリットを享受することができることから、受益部分に対応するコストとして対外接続費用や回線使用料について、基本料金および度数料金の形で回収している。

（利用状況）

日銀当預決済システムでは、2003 年 3 月末現在で、627 先の参加者が当座預金の振替、入金・引落しによる資金決済を行っている。このうち 373 先が日銀ネットを通じてオンラインにより支払指図を送信している。それ以外の先については、日本銀行の窓口で書面を受け、これを日本銀行が日銀ネットに入力する形で決済を行っている。

本決済システムでは、金融機関間のコール取引の決済をはじめとする大口の

⁴³ 付記電文付振替とは、参加者（仕向行）が振替依頼を行う際に、顧客に関する情報を入金情報として振替金受取人である参加者（被仕向行）に伝達することを可能とした当座預金振替。特約を結んだオンライン参加者の振替に限って利用できる。

資金決済を中心に、2002年中、1営業日当り金額ベースで約73兆円、件数ベースで約19千件にのぼる決済が行われている。

以 上

日本銀行による決済システムのオーバーサイト

わが国の資金決済システムには、日本銀行が運営する日銀当預決済システムと、内国為替制度や外国為替円決済制度、手形交換制度をはじめとする民間主体が運営する資金決済システムとがあり、両者が補完し合うことによってわが国の経済活動を支えている。

したがって、日本銀行では、自らが運営する日銀当預決済システムに関して、安全性と効率性の向上に努めるとともに、民間主体が運営する決済システムについても、その安全性と効率性に注意を払い、必要があればその改善に向けた働きかけを行っている（「オーバーサイト」）。

日本銀行が行うオーバーサイトは、資金決済の分野において、民間主体が運営する決済システムの設計や運営の問題が原因となって金融システムの安定が脅かされるような事態になることを防止し、わが国の決済全体の安全性と効率性を確保することを目的とするものであり、「金融機関間の資金決済の円滑の確保」を通じて金融システムの安定に資するものである（日本銀行法第 1 条第 2 項参照）。

以 上